

平成26年4月23日 開会
平成26年4月 日 閉会

平成26年第3回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

承認第1号	江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める ことについて……………	P 1
承認第2号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承 認を求めることについて……………	P 11
承認第3号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承 認を求めることについて……………	P 23
議案第1号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第4号)について……………	P 35

承認第1号

江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年4月23日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、江差町税条例の一部改正を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例等の一部を改正する
条例について別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

江差町長 濱 谷 一 治

江差町税条例等の一部を改正する条例

(江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例(昭和25年江差町条例21号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)もつて」に改め、同条第3項中「令」を「、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「法人税法第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第145条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条中「第10号の7」を「第10条の9」に改める。

第59条中「第10号の7」を「第10条の9」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、「専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円」を削り、同号イ中「1,

600円」を「2,000円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項まで）」を「財産（同法第40条第6項から第11項まで）」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号等」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

6 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- 1 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 4 耐震改修が完了した年月日
- 5 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- 6 耐震改修が完了した日から3月を経過したのちに申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪車以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改め、附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条を次のように改める。

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号中「法附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改め、「「特定移行一般社団法人等」という。」の次に「）」を加え、同条第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第22条から第23条までを削り、附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

(江差町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 江差町税条例の一部を改正する条例(平成25年江差町条例第19号)の一部を次

のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「第7条の4第1項」を「第7条の4」に改め、「改正規定」の次に「（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中江差町税条例第34条の4の改正規定 平成26年10月1日
- （2） 第1条中江差町税条例附則第4条の2、第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定 平成27年1月1日
- （3） 第1条中江差町税条例第82条の改正規定並びに附則第6条（第1条の規定による改正後の江差町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- （4） 第1条中江差町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- （5） 第1条中江差町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- （6） 第1条中江差町税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平

成 2 4 年法律第 6 5 号) の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 2 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 2 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 2 6 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 1 9 条の 3 第 2 項の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

4 新条例第 3 3 条第 5 項、附則第 7 条の 4 及び第 1 9 条第 1 項の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、平成 2 8 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 1 9 条の 2 第 2 項の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税に適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

7 新条例の第 3 4 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 1 0 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「新法」という。）附則第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適

用する。

- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の縦覧に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
新条例附則第 1 6 条の表以外の部分	第 8 2 条	町税条例の一部を改正する 条例（平成 2 6 年条例○号。 以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）附 則第 6 条の規定により読み 替えて適用される第 8 2 条
新条例附則第 1 6 条の表第 8 2 条第 2 号アの項	第 8 2 条第 2 号ア	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替え て適用される第 8 2 条第 2 号ア
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

承認第2号

平成26年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

平成26年度江差町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年4月23日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

江差港西防波堤赤灯台の灯ろうが老朽化により不点灯が発生したため、取替に係る所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成26年 4月 1日
江差町長 濱 谷 一 治

平成26年度江差町一般会計補正予算（第2号）

平成26年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,759,873千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
土木費	港湾管理費	江差港西防波堤赤灯 台灯ろう取替	573					573	
計			573					573	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		100	573	673
	1 繰越金	100	573	673
歳入合計		4,759,300	573	4,759,873

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		267,740	573	268,313
	4 港 湾 費	39,853	573	40,426
歳 出 合 計		4,759,300	573	4,759,873

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰 越 金	100	573	673
歳 入 合 計	4,759,300	573	4,759,873

(歲出)

單位：千元

[illegible]

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	100	573	673
1 繰越金	100	573	673
1 繰越金	100	573	673
歳 入 合 計	4,759,300	573	4,759,873

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 前 年 度 繰 越 金	573	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	267,740	573	268,313				573
4 港湾費	39,853	573	40,426				573
1 港湾管理費	39,853	573	40,426				573
歳 出 合 計	4,759,300	573	4,759,873	0	0	0	573

單位：千円

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	573	江差港西防波堤赤灯台灯ろう取替工事

承認第3号

平成26年度江差町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて

平成26年度江差町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年4月23日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

4月8日に町有地法面の崩落が発生し、近隣住宅への被害拡大防止に係る所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成26年 4月 9日
江差町長 濱 谷 一 治

平成26年度江差町一般会計補正予算（第3号）

平成26年度江差町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,760,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	町有地法面崩落応急対策	238					238	
計			238					238	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		673	238	911
	1 繰越金	673	238	911
歳入合計		4,759,873	238	4,760,111

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		724,936	238	725,174
	1 総務管理費	676,511	238	676,749
歳出合計		4,759,873	238	4,760,111

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	673	238	911
歳入合計	4,759,873	238	4,760,111

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	724,936	238	725,174				238
歳 出 合 計	4,759,873	238	4,760,111	0	0	0	238

(2) 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰越金	673	238	911
1 繰越金	673	238	911
1 繰越金	673	238	911
歳 入 合 計	4,759,873	238	4,760,111

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 前 年 度 繰 越 金	238	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	724,936	238	725,174				238
1 総務管理費	676,511	238	676,749				238
5 財産管理費	74,343	238	74,581				238
歳 出 合 計	4,759,873	238	4,760,111	0	0	0	238

単位：千円

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	238	町有地法面崩落応急対策工事

議案第1号

平成26年度江差町一般会計補正予算（第4号）について

平成26年度江差町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,747千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,762,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年4月23日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

平成26年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成26年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	JR江差線ファイナルイベント事業	1,736				1,200	536	
衛生費	環境衛生費	きれいなまちづくり推進(海岸漂着物対策推進)	1,011		1,400			▲ 389	
計			2,747		1,400		1,200	147	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 道 支 出 金		276,359	1,400	277,759
	2 道 補 助 金	58,982	1,400	60,382
18 繰 越 金		911	147	1,058
	1 繰 越 金	911	147	1,058
19 諸 収 入		172,312	1,200	173,512
	4 交 付 金	8,877	1,200	10,077
歳 入 合 計		4,760,111	2,747	4,762,858

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		725,174	1,736	726,910
	1 総務管理費	676,749	1,736	678,485
4 衛生費		404,085	1,011	405,096
	1 保健衛生費	404,085	1,011	405,096
歳出合計		4,760,111	2,747	4,762,858

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 道 支 出 金	276,359	1,400	277,759
18 繰 越 金	911	147	1,058
19 諸 収 入	172,312	1,200	173,512
歳 入 合 計	4,760,111	2,747	4,762,858

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	725,174	1,736	726,910			1,200	536
4衛 生 費	404,085	1,011	405,096	1,400			△389
歳 出 合 計	4,760,111	2,747	4,762,858	1,400	0	1,200	147

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
14 道支出金	276,359	1,400	277,759
2 道補助金	58,982	1,400	60,382
2 衛生費道費補助金	5,327	1,400	6,727
18 繰越金	911	147	1,058
1 繰越金	911	147	1,058
1 繰越金	911	147	1,058
19 諸収入	172,312	1,200	173,512
4 交付金	8,877	1,200	10,077
5 総務費交付金	0	1,200	1,200
歳入合計	4,760,111	2,747	4,762,858

単位：千円

[illegible]

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	725,174	1,736	726,910			1,200	536
1 総務管理費	676,749	1,736	678,485			1,200	536
6 企画費	87,769	1,736	89,505			1,200	536
4 衛生費	404,085	1,011	405,096	1,400			△389
1 保健衛生費	404,085	1,011	405,096	1,400			△389
3 環境衛生費	11,505	1,011	12,516	1,400			△389
歳 出 合 計	4,760,111	2,747	4,762,858	1,400	0	1,200	147

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
8 報 償 費	656	民芸団体等出演謝礼 80 イベント運営協力団体等謝礼外 576
11 需 用 費	810	消耗品費 520 食糧費 190 印刷製本費 100
12 役 務 費	95	手数料
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	175	音響設備借上料外 130 自動車借上料 20 客席テーブル・イス借上料 20 道路占用料 5
11 需 用 費	302	消耗品費 95 燃料費 207
12 役 務 費	17	手数料
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	692	重機借上料